#### (経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査)

## 審査メモ

# I 経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の同時・統一的実施について

令和4年以降に実施する経済産業省企業活動基本調査(以下「企業活動基本調査」という。)及び科学技術研究調査については、経済構造実態調査と同一名簿・同一期日で統一的に実施することを計画している。

## ・ 今回申請された変更について

#### (審査状況)

ア 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定。以下「基本計画」という。)では、表1のとおり、報告者負担の抑制を図る観点から、事業所・企業を対象とする各種統計調査において、役割分担や重複是正等について検討することが指摘されている。

### 表1 基本計画における指摘事項

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸と	○ 経済構造実態調査と、経済産業省	総務省、	令和4年度
した横断的・体系的な	<u>企業活動基本調查</u> 、法人企業統計調	関係府省	(2022年度)ま
経済統計の整備推進	查、建設工事施工統計調査、情報通		でに一定の結
(2)経済構造統計を中	信業基本調査、中小企業実態基本調		論を得る。
心とした経済統計の	査等との役割分担、重複是正等を検		
体系的整備の推進等	<u>討する。</u>		

イ これを踏まえ、本件申請では、企業活動基本調査及び科学技術研究調査について、 経済構造実態調査と同時・統一的に実施するため、表2のとおり、調査計画を見直 すとともに、表3のとおり、3調査間で共通する調査項目を対象として、データ移 送を行うことを計画している。

# 表 2 企業活動基本調査及び科学技術研究調査の変更内容

	現行計画		変更案		(参考)	
項目	企業活動 基本調査	科学技術 研究調査	企業活動 基本調査	科学技術 研究調査	経済構造実態調査	
母集団情報	過去の企業活 動基本調査の 結果	事業所母集団 データベース 等 <sup>(注1)</sup>	事業所母集団 データベース	事業所母集団 データベース <b>等</b> (注1)	事業所母集団 データベース	
基準となる 期日	毎年3月	31日現在	毎年6月	1日現在	毎年6月1日現在	
調査期間	5月~7月	5月中旬~	<u>5月中旬~</u>	5月中旬~	5月中旬~	
		7月中旬	6月下旬	7月中旬	6月下旬	

	現行計画		変更案		(参考)	
項目	企業活動 基本調査	科学技術 研究調査	企業活動 基本調査	科学技術 研究調査	経済構造実態調査	
調査方法			テム (オンライ	`ン調査システ <b>'オンラインサ</b>	郵送・政府統計共同利用システム (オンライン調査システム)・政府統計オンラインサポートシステム	

(注1) 科学技術研究調査については、母集団情報の整備に当たり、従来、事業所母集団データベースに加えて、過去の調査結果も活用していたが、今回の調査対象範囲の変更(後記Ⅲ1 (1) 参照)に伴い、変更後は、これらに加えて、内閣府及び文部科学省から情報提供される、企業等との共同研究開発等を実施することを目的として大学及び研究開発法人が出資した会社の情報も活用することとしている。

(注2) 政府統計オンラインサポートシステムは、独立行政法人統計センターにおける企業調査支援事業のことを指す。

# 表3 データ移送の対象となる調査項目

移送元 移送先	経済構造実態調査	科学技術研究調査		
企業活動基本調査	資本金額	内部で使用した研究費、外部から受け入れた研究費、外部へ支出した研究費 (注2)		
科学技術研究調査	資本金等の額、売上(収入) 金額、主な事業の内容	_		

- (注1) 今回の変更により、新たにデータ移送の対象となる調査項目について網掛けをした。
- (注2) これらの調査事項については、従来、資本金10億円以上の企業に限ってデータ移送の対象としていたが、今回の変更により、企業規模にかかわらず、重複する全ての企業についてデータ移送の対象とすることとしている。
- ウ これらについては、基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当と考えるが、同時・統一的実施に当たって、3調査の役割分担等をどのように整理したか確認する必要がある。

# (論点)

- a 3調査の同時・統一的実施は、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整 備の中で、どのような位置付け・役割を担っているか。
- b 3調査の同時・統一的実施により、どのような効果が見込まれるか。また「政府 統計オンラインサポートシステム」の導入により、どの程度の報告者負担の軽減 が期待できるか。
- c 企業活動基本調査の母集団情報を切り替えることにより、報告者数が約3万 8,000企業から約4万3,000企業に増加する理由は何か。また、過去の調査結果と の断層が生じるおそれはないか。
- d 企業活動基本調査及び科学技術研究調査における調査事項のうち、基準となる

期日を6月1日現在に変更していないものはあるか。ある場合、その理由は何か。

- e 企業活動基本調査及び科学技術研究調査の基準となる期日の変更により、過去 の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないか。
- f 科学技術研究調査の調査期間について、他の2調査の調査期間と揃えることが 困難な理由は何か。

#### g データ移送について

- (a) 企業活動基本調査及び科学技術研究調査において、これまで行政記録情報等 を活用した実績はあるか。
- (b) 経済構造実態調査から企業活動基本調査へのデータ移送の対象となる調査項目は「資本金額」のみとなっているが、報告者負担の一層の軽減を図るため、移送すべき調査事項は他にないか。
- (c) 科学技術研究調査から企業活動基本調査へのデータ移送が可能となる対象企業数はどの程度見込まれるか。
- (d) 科学技術研究調査の調査期間が他の2調査の調査期間と異なることにより、 データ移送や、審査・集計業務に支障は生じないか。

#### Ⅱ 経済産業省企業活動基本調査の変更について

企業活動基本調査については、前記 I の変更に加えて、以下のとおり、調査事項を変更することを計画している。

### 1 今回申請された調査事項の変更について

#### (審査状況)

ア 本件申請では、表4のとおり、調査事項を変更することを計画している。

#### 表 4 調査事項の変更内容(詳細については、別添 1 を参照)

整理番号	調査事項	変更内容	変更理由
1	組織再編行為の状況	組織再編行為の選択肢を詳細	現在の会社法の区分に合わせて区
		化	分を変更するもの。
2	親会社、子会社・関連	子会社・関連会社の有無につ	所有の状況を詳細に把握するため。
	会社の状況	いて、「有無」の選択から、「所	
		有と増減の有無」に選択肢を	
		詳細化	
3	取引状況	国際取引の有無、有の場合そ	記入対象に該当するか否かを明確
		の内容を選択する項目を追加	にするため。

整理番号	調査事項	変更内容	変更理由
4	事業の外部委託の状	「うち、関係会社」の項目につ	報告者負担の軽減を図るため。
	況	いて削除	
5	技術の所有及び取引	特許権等の所有の有無、及び	記入対象に該当するか否かを明確
	状況	技術取引の有無について選択	にするため。
		する項目を追加するもの	

- イ また、上記変更に加えて、これまで企業活動基本調査では、売上高等の金額を把 握する調査事項については、原則として、「直近年度の決算値」での記入を求めてい たが、本件申請では、「最近決算値」での記入に変更することを計画している。
- ウ これらについては、実態を正確に把握する観点及び報告者負担の軽減の観点から、 おおむね適当と考えるが、調査事項の削除により、調査結果の利活用に支障が生じ ることがないか確認する必要がある。

#### (論点)

- a 親会社、子会社・関連会社の状況(表4の②)を詳細に把握することにより、今後、どのような利活用が想定されるか。
- b i)取引状況(表4の③)、ii)技術の所有及び取引状況(表4の⑤)を追加することにより、どのような効果が期待できるか。
- c 事業の外部委託の状況(表4の④)のうち、関係会社に係る調査項目を削除する ことにより、調査結果の利活用に支障は生じないか。
- d 金額を把握する調査事項の基準となる期日・期間を最近決算値に変更すること により、消費税については、どのように取り扱われるのか。
- 2 統計委員会諮問第 103 号の答申 (平成 29 年 5 月 30 日付け統計委第 8 号) における 「今後の課題」への対応状況について

企業活動基本調査については、統計委員会の諮問第103号の答申において、以下の検 討課題が指摘されている。 「固定資産の増減」に関する項目のうち、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を 「有形固定資産の当期減少額」に変更することに関連し、次に掲げる事項を、課題とす る。

- ① 「有形固定資産の当期除却額」を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに 伴う回答状況の変化について検証すること。
- ② 有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の定義・範囲が、他の統計調査と 異なることを踏まえ、その関係も含めて、本調査における把握方法について再整理す ること。

## (審査状況)

「有形固定資産の当期除却額」の項目名称の変更に伴う回答状況の変化について、経済産業省は、平成30年調査において検証した結果、調査対象企業から名称変更に係る問合せはなく、個票ベースで平成29年調査と比較しても、回答状況に大きな変化はなかったとしている。

また、有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の把握方法について、経済産業省は、平成31年調査及び令和2年調査においても、調査対象企業や利用者から名称変更や他の統計調査との定義の違いに係る問合せはなく、現時点において記入の支障は確認できないため、引き続き現行の定義により把握を継続することとしている。

これらについては、経済産業省における対応状況の適否等について確認する必要がある。

### (論点)

- a 「有形固定資産の当期除却額」の項目名称の変更に伴う回答状況について、変更 前後の回答率等も含め、どのようになっているか。
- b 有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の把握方法について、その定義・範囲が、他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係性について、どのよう に再整理を行い、現行の定義により把握を継続することとしたか。

### Ⅲ 科学技術研究調査の変更について

科学技術研究調査については、前記Iの変更に加えて、以下のとおり、「調査対象の範囲」、「報告を求める個人又は法人その他の団体」、「調査事項」等を変更することを計画している。

#### 1 今回申請された変更について

(1)調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更

調査票甲(企業A)において、企業等の共同研究開発等を実施することを目的として、大学及び研究開発法人が出資した会社について、調査対象に追加。

#### (審査状況)

ア 科学技術研究調査は、表5のとおり、調査票甲(企業A)、調査票甲(企業B)、調査票乙(非営利団体・公的機関)及び調査票丙(大学等)の4種類の区分で調査を実施している。

表 5 科学技術研究調査の調査体系(現行計画)

区分	調査対象の 範囲(属性)	報告者数	報告者の 選定方法	調査事項
調査票甲	企業A (資本金又は出資金が 1億円以上)	約8,000	無作為抽出 (全数階層あり)	· 名称、所在地、法人番号、資本金、総売上高、支出総額、従業者数等
調査票甲	企業B (資本金又は出資金が 1千万円以上1億円未 満)	約5,000	無作為抽出	<ul><li>研究関係従業者数、研究者の専門別内訳等</li><li>内部で使用した研究費、性格別研究費、特定目的別研究費</li></ul>
調査票乙	非営利団体・公的機関 (科学技術に関する試験研究又は調査研究を 主たる目的としている 独立行政法人、国の機 関、地方公共団体の施 設等)	約1,000	全数	等 ・ 外部から受け入れた研究費、 外部へ支出した研究費 ・ 国際技術交流の有無、技術輸出、輸入(相手先企業の国籍、 金額)(調査票甲のみ)
調査票丙	大学等 (大学の学部(大学院 の研究科を含む。)、短 期大学、高等専門学校、 大学附置研究施設、大 学共同利用機関法人及 び独立行政法人国 等専門学校機構)	約4,000	全数	

イ 本件申請では、上記のうち、調査票甲(企業A)において、表6のとおり、研究開発の成果又は技術に関する研究の成果の活用を促進する民間事業者等との共同研究開発等を行う会社について、調査対象として追加することを計画している。

### 表6 調査票甲(企業A)の調査対象に追加する会社

次に掲げる法人が出資する、当該法人における研究開発の成果又は技術に関する研究の成果の活用を促進する民間事業者等との**共同研究開発等を行う会社** 

- ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する研究開発法人
- ・ 国立大学法人法に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法に規定する公立大学法人
- ・ 学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を設置する私立学校法に規定する学校法人
- ・ 学校教育法に基づく大学を設置する構造改革特別区域法に規定する学校設置会社
- ウ これについては、調査対象に追加する必要性や想定される利活用ニーズについて 確認するとともに、当該会社に係る母集団情報をどのように整備するのかについて も併せて確認する必要がある。

### (論点)

- a 今回の調査対象追加の背景や、当該変更により想定される利活用は何か。
- b 調査対象を追加するに当たり、どのような母集団情報を使用するのか。また、当 該母集団情報について、どのように更新するのか。
- c 今回の変更により、
  - (a)標本設計はどのように見直すのか。
  - (b) 集計内容はどのように見直すのか。
  - (c)調査結果の時系列比較に支障は生じないか。利用者に混乱が生じないよう、 変更内容をどのように周知することを想定しているのか。

#### (2)調査事項の変更

国際基準 (フラスカチ・マニュアル) における勧告内容や科学技術に関する施策の動向等を踏まえ、調査事項の追加や分割等を行うことを計画。

## (審査状況)

ア 本件申請では、表7のとおり、国際基準(フラスカチ・マニュアル)<sup>(注)</sup> や科学 技術に関する施策の動向等を踏まえ、調査事項を変更することを計画している

(注) OECD (経済協力開発機構) が策定した、各国における研究開発やイノベーションに関するデータの 収集・報告のための国際的マニュアル

### 表7 調査事項の変更内容(詳細については、別添2を参照)

整理	調査事項	変更内容	変更理由
番号	<b>胸</b> 且 于 · 只	及文门行	及又任山
1	研究関係従業者数	「うち労働者派遣法に基づく	フラスカチ・マニュアルにおいて、
		派遣労働者」の区分を追加	機関内で実施される研究開発活動
			に従事する者と、機関内の研究開発
			支出額との対応が付くよう、自機関
			に雇用されている者(内部従業者)
			と、他機関に雇用されている者(外
			部従業者) に分けて把握することが
			勧告されていることを踏まえ、対応
			するもの。
2	研究者の専門別内訳	「数学・物理」を「数学」と「物	AI技術等の普及や量子技術の振
		理」に分割	興に伴い、それらの技術の基礎とな
			る数学・物理科学分野の各セクター
			における研究開発の重要性が高ま
			っており、より詳細に把握する必要

整理番号	調査事項	変更内容	変更理由
			があるため。
3	社内(内部)で使用した研究費	現行では「人件費」に含めている「派遣労働者に関する費用」 を「その他の経費」の内数として把握	①と同じ。
4		有形固定資産の購入費のう ち、「土地・建物など」を「土 地」と「建物など」に分割	フラスカチ・マニュアルで示されて いる区分との統一を図り、国際比較 可能性を向上させるため。
5	特定目的別研究費	A I 分野、バイオテクノロジー分野及び量子技術分野の3 分野を新たに把握	左記3分野については、政府内で戦略的に取り組むべき基盤技術として位置付けられており、データの把握が求められているため。
6		既存の8分野及び上記3分野 について、「他分野との重複」 欄を追加	重複の有無を把握することで、重複 のないミニマムな結果と従来どお り重複を含むマキシマムな結果の 両方を作成し、多面的な分析を可能 とするため。
7	社外(外部)から受け 入れた研究費	海外区分に「政府機関」及び 「民間非営利団体」を追加	④と同じ。
8		会社から受け入れた研究費の 収入名目を追加	政策的に民間の会社からの受け入 れ研究費に関する詳細なデータの 把握が求められているため。
9		科学研究費等公的資金に関す る取扱いの変更	フラスカチ・マニュアルにおいて、 複数の機関を通過するような研究 資金に関し、可能な限り、元の資金 源を示すべきとされていることを 踏まえ、「調査票記入上の注意」(記 入の手引き)を変更するもの。
10	社外(外部)へ支出した研究費	海外区分に「政府機関」及び「民間非営利団体」を追加	④と同じ。
(11)		科学研究費等公的資金に関す る取扱いの変更	⑨に伴う変更。

- (注1)上記変更については、全ての調査票において実施。ただし、以下の整理番号については、この限りではない。
  - ②:調査票甲(企業 A・B)及び調査票乙のみ実施(調査票丙を除く(既に対応済み))
  - ⑤及び⑥:調査票甲(企業A)、調査票乙及び調査票丙のみ実施(調査票甲(企業B)を除く)
  - ⑧:調査票乙及び調査票丙のみ実施(調査票甲(企業A・B)を除く)
- (注2)整理番号⑨及び⑪については、調査事項の変更ではないものの、記入の手引きにおいて記入の仕方等を明確 化することにより、調査内容を実質的に変更するものである。記入の手引きの内容については、別添2を参照。

イ これらについては、国際比較可能性の向上等に資するものであることから、おお むね適当と考えるが、変更の必要性等を確認するとともに、調査事項の削除等によ り、更なる報告者負担の軽減の余地がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- a 今回、追加する調査項目(表 7 の①、③、⑤、⑦、⑧及び⑩)及び、分割する調査項目(表 7 の②及び④)について、どのような利活用が想定されるのか。
- b 特定目的別研究費(表7の⑤)の項目において、新たに把握する3分野に計上される研究費のうち、既存の8分野の中で把握していたものはあるか。ある場合、どの分野に計上されていたか。
- c 特定目的別研究費(表7の⑥)の項目において、「他分野との重複」欄を追加することについて、
  - (a) 既存分野内、新分野内での重複を把握する必要性は何か。 既存分野と新分野 の間での重複も考えられるのではないか。
  - (b) 次回から集計予定の「重複のない集計結果」と、従来の集計結果の両方を用いることで可能となる多面的な分析とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。また、どのような利活用が想定されるのか。
- d 社外(外部)から受け入れた研究費(表7の⑨)及び社外(外部)へ支出した研究費(表7の⑪)の項目において、科学研究費等公的資金に関する取扱いを変更することについて、
  - (a) 従来、どのような取扱いとしていたのか。
  - (b) 記入の手引きの記載内容は、報告者にとって紛れが生じないものとなっているか。また、正確な記入を確保するため、記入の手引きではなく、調査票の中に注釈を付す必要はないか。
  - (c) 今回の変更により、過去の調査結果との接続に支障が生じるおそれはないか。
- e 調査事項全体について、報告者負担の軽減の観点から、削除等の余地はないか。

#### (3)集計事項の変更

#### (審査状況)

本件申請では、集計事項については、基本的に前回調査を継承するものである。 ただし、前記1(1)及び(2)の変更に伴い、集計内容に変更が生じることが想定 されることから、これらについては、前記1(1)及び(2)に係る審議の中で確認 することとしたい。 2 統計委員会諮問第92号の答申(平成28年9月29日付け統計委第7号)における「今後の課題」への対応状況について

科学技術研究調査については、統計委員会の諮問第92号の答申において、以下の検 計課題が指摘されている。

#### (1) 「開発研究」の定義変更に伴う対応

性格別研究費における「開発研究」の定義変更に関し、調査実施に当たっては、定義変更の趣旨を報告者に対して十分に周知するとともに、審査の際は、変更に伴って生じ得る報告者の回答状況や集計結果への影響について検証すること。

#### (2) フラスカチ・マニュアル等への対応

フラスカチ・マニュアル等で対応が求められている事項で、現時点で検討中とされている事項の把握について、引き続き検討すること。

なお、検討に当たっては、前項2のただし書き (注) に留意する必要がある。

- (注) 「前項2のただし書き」とは、以下のとおりである。
  - ① フラスカチ・マニュアルの全体像と、本調査における調査事項との対応関係を俯瞰する資料を整理し、 検討の参考資料とすること。
  - ② 民間利用者の要望も広く聴いた上で、調査計画を策定すること。
  - ③ 調査票丙のうち大学については、今後、大学本部で調査できるものと学部単位で調査した方がよいもの とに分ける可能性を検討すること。

#### (3) 消費税の取扱いの検討

本調査では、消費税込みでの回答が求められているが、報告者の負担軽減の観点から、税込みで回答するか、税抜きで回答するかについて報告者が選択できる方法(経済センサス・活動調査(総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査)等で導入されている。)を採用することの可否を検討すること。

#### (審査状況)

「「開発研究」の定義変更に伴う対応」について、総務省は、

- ① 報告者への周知に関しては、変更直後の平成29年調査において、調査関係書類として「調査項目の変更のお知らせ」を作成し、調査項目等の変更に関する周知を行った。
- ② 平成29年調査とその前後2年間の調査結果で検証したが、定義変更による集計結果 への著しい変化は見られなかった。

としている。

また、「フラスカチ・マニュアル等への対応」について、総務省は、同省が主催した「科学技術研究統計研究会」において、有識者等から意見を聴取した結果、同マニュアルで勧告されていた「派遣された研究者」の取扱いについて、今回の変更計画において対応することとした(詳細は、前記1(2)を参照)。

さらに、「消費税の取扱いの検討」について、総務省は、現状、ほぼ全ての調査対象に

おいて税込みで回答されているところ、消費税の取扱い選択式を導入することで税抜き 回答が大きく増加することが予想され、調査結果の利活用の面で大きな影響を及ぼすこ とについて懸念が生じたことから、消費税込みでの回答方式を維持することとした。 これらについては、総務省における対応状況の適否等について確認する必要がある。

# (論点)

- a 「開発研究」の定義変更に伴う対応について、報告者の回答状況や集計結果の影響に関する検証方法及び検証結果はどのようになっているか。
- b 「フラスカチ・マニュアル等への対応」について、同マニュアルで勧告されている事項への対応状況は、どのようになっているか。
- c 「消費税の取扱いの検討」について、回答方式の検証方法及び検証結果はどのようになっているか。

以上

# 経済産業省企業活動基本調査にかかる調査票新旧対照表

変 更 案	変更前	変更理由
① 組織再編行為の状況		現在の会社法の区
②最近決算期間に組織再編行為があった場合、その内容として該当する番号をすべ て選んで○を付けてください。	②2021年4月以降組織再編行為があった場合、その内容として該当する番号をすべて選んでOを付けてください。	分に合わせて区分 を変更するもの。
1.合併 2.会社分割 3.株式交換・株式移転 4.株式交付 5.事業・資産の一部を他社に売却(事業譲渡) 6.子会社株式を株主に分配(現物配当) 7.その他(上記以外の他社の子会社化等)	1.吸収合併 2.分社化 3.事業・資産の一部を他社に売却(事業譲渡) 4.他社の事業・資産の一部を購入(事業譲受) 5.その他	
②親会社、子会社・関連会社の状況	(2) 子会社・関連会社の所有状況	所有の状況を詳細
(2) 子会社・関連会社の所有状況と増減 ① 子会社・関連会社の所有と増減の有無  子会社・関連会社の有無及び最近改算期間の増加、減少について、該当する番号に1つだけ口を付けてください。 1. 現在、子会社・関連会社があり、決算期の1年の間に増加、減少もあった ⇒ ②及び(3)を配入 ② 3. 現在、子会社・関連会社がありま、決算期の1年の間に増加、減少はなかった ⇒ ②を配入 3. 現在、子会社・関連会社はないが、決算期の1年の間に増加・減少があった ⇒ (3)を配入 4. 現在、子会社・関連会社はなく、決算期の1年の間に減少もなかった ⇒ 4 ヘ	① 子会社・関連会社の有無 子会社・関連会社の有無について、該当する番号を選んで口を付けてください。 0310 1.子会社・関連会社がある 2.子会社・関連会社はない((3)子会社・関連会社の増加、減少へ)	に把握するため。
③取引状況  (1) 国際取引の有無 最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。  1. 国際取引があった (a~dで該当する記号にすべて○)  a. モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入  b. モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入  c. モノの以外の取引(受取金額)があった ⇒ (4)の受取金額を記入  d. モノの以外の取引(支払金額)があった ⇒ (4)の支払金額を記入  2. 国際取引はなかった ⇒ 7~	(新設)	記入対象に該当するか否かを明確にするため。

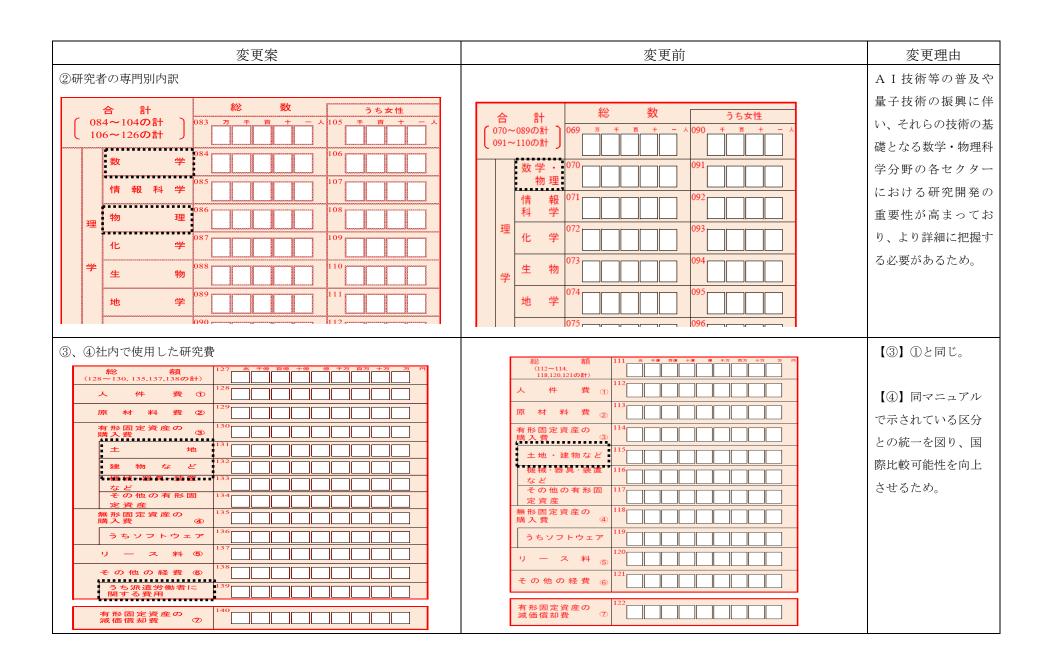
変更案	変更前	変更理由
④事業の外部委託の状況		報告者負担の軽減
(名) 貴社における製造委託の委託金額 (最近決算期1年間) 取引額 区 分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(学度)	を図るため。
取引額       製造委託以外の外注費、業務 の705     の705       会託費等の金額     0706	(4) 責社における製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額	

変更案	変更前	変更理由
⑤技術の所有及び取引状況		記入対象に該当す
(1) 特許権等の所有、使用状況	(新設)	るか否かを明確に
①貴社で所有している特許権·実用新案権・意匠権がありますか。該当する番号に1つだけ〇を付けてください。		するため。
【 0900 】 1. 特許権・実用新案権・意匠権がある ⇒ ②を記入 2. 特許権・実用新案権・意匠権はない ⇒ (2)へ		
(2) 技術取引 ①最近決算期間に、特許権・実用新案権・意匠権・著作権等に関わる受取または支払がありましたか。該当する番号に1つだけOを付けてください。 1. 受取と支払の両方があった ⇒ ②受取金額及び②支払金額を配入 2. 受取はあったが支払はなかった ⇒ ②受取金額のみを配入 4. 受取と支払のいずれもなかった ⇒ 10へ	(新設)	

# 科学技術研究調査にかかる調査票新旧対照表

- ・ 整理番号のうち、⑧以外については、調査票甲(企業A)から抜粋しているが、調査票甲(企業B)、調査票乙及び調査票丙においても同様の変更を実施(ただし、②については調査票丙を除く。また、⑤及び⑥については、調査票甲(企業B)を除く)。
- 整理番号®については、調査票乙から抜粋。ただし、調査票丙においても同様の変更を実施(調査票甲(企業A・B)を除く)。

変更案	変更前	変更理由
①研究関係従業者数	要 が	フラスカチ・マニュアル (以下「同で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、ので、ので、ので、ので、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、



変更案	変更前	変更理由
(5)、⑥特定目的別研究費       分野 東 東 東 207分野 ク 野 東 東 2000分別 ク 野 東 東 2000日報報       ライフサイエンス分野 180 ま 千度 日産 十度 電子万 百万 十万 万 月 188 ナノテクノロジー分野 181 ま 千度 日産 十度 電子万 百万 十万 万 月 192 ま ネ ルギー 分野 185 193 193 194 東 富 開 東 分野 186 194 194 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 187 195 187 195 187 195 187 195 187 195 187 187 195 187 187 187 187 187 187 187 187 187 187	ライフサイエ ンス分野 ①     162 ** +# □# +# ** + * □ □	【⑤】左記3分野については、政府内で戦略的に取り組むべき基盤技術として位置付けられており、データの把握が求められているため。
カ 野 草 文 男 (1902 方形) カ 野 マ 文 良 (1902 方形) との登載 A I 分 野 (196 点 千世 五世 十世 世 千万 五万 十万 万 円 199 童 子 技 術 分 野 (197 点 千世 五世 十世 世 千万 五万 十万 万 円 200 (197 )		【⑥】重複の有無を 把握することで、重 複のないミニマムな 結果と従来どおり重 複を含むマキシマム な結果の両方を作成 し、多面的な分析を 可能とするため。

変更案	変更前	変更理由
⑦、⑨社外(外部)から受け入れた研究費		【⑦】④と同じ。
#	総 額 受入額 うち社内で使用した研究費 1717~171179~181181.181.184の計 172 1717 1717 1717 1718 1718 1718 1718	【⑨】同マニュアルでは、複数の機関を通かない。 可能ない では、では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では

は国・公営、独立行政法人等の研究機関から受け入れたものとして記入してください。		
8 外部から受け入れた研究費	総 類	政策的に民間の会社 からの受け入れ研究 費に関する詳細なデ ータの把握が求めら れているため。

変更案	変更前	変更理由
⑩、⑪社外(外部)へ支出した研究費		【⑩】④と同じ。
<ul> <li>機</li></ul>	### 2010~205.207~209.211.112.02世 2010~205.207~209.211.112.02世 2010~205.207~209.211.112.02世 2010~205.207~209.211.112.02世 2010~2010~2010~2010~2010~2010~2010~2010	【⑪】⑨に伴う変更。